

寺社奉行から大石寺に問い合わせがあり、相応の対応を迫られたからである。

大石寺の答申は、それまでの旧交をくつがえして要法寺を見捨てる内容であった。この間、要法寺の僧俗は寺院の出入り禁止、僧の入牢中毒殺、という最悪の事態をたどる。その中でついに要法寺は京都諸本山と妥協的な和解をし、再び釈迦像の安置を強いられる。すると今度は要法寺末寺（出雲中心）が離末運動を起こし、要法寺は全く孤立してしまつたのである。後年、大石寺は要法寺僧から「寛政法難」の元凶は大石寺の悪意に満ちた対応にあつたと激しく非難される。明治三十二年には要法寺が中心となつて興門派を起こし、やがて大石寺を離脱させるに至る。また江戸期から近年まで要法寺開基の日尊が開いた寺をめぐる激しい争奪も展開された。寛政法難を通して破綻した関係は現在にまで及び、要法寺系は日蓮本宗として一流をかまえるに至っている。

第一章 大石寺の要法寺系法主

周知のように、大石寺と要法寺の蜜月関係は、大石寺十四世の日主と要法寺十四世の日調の時に始まる。日主の前身・十三世日院の時、日調の前身法主・日辰は大石寺との通用を謀つたが日院に拒否されている（要9-66）。日主自身、神宮寺にあつて真言の戒を受けていたところを十三才の時に大石寺末・下野信行寺に入り後法主に就くのであるが、前法主・日院が「付弟を定めんと欲するに仁なし」（要5-259）というように、いわば他宗からの法主候補移入によつたのである。付法の弟子さえ満足に内部から指名できないほど大石寺の勢力は疲弊していたとしかいえない。宗門存続のそのような切実な背景もあつてか大石寺日主は要法寺との交流を受け入れ、次期法主として当時要法寺でも学徳無双の日性（後、要法寺十五世に就任している）を派遣するよう希望したのである。その前段階に日主は目師の曼荼羅を要法寺に授与している。その裏書として日主は、

「今度世出申合に就て要法寺貫主日調の時に臨み大石寺重宝御函の内日目上人御真筆御本尊一鋪広宣流布御祈禱の為

め要法寺に授与せしむる者なり

天正十五年（一五八七年）丁亥五月八日 日主

と書いている（要8-199）。

結局、要法寺から来たのは日性ではなく日昌であつた。慶長元年（一五九六年）第十五世の法主職に就任、この時から二十三世日啓まで（一六九二年まで）実に九十六年間にわたつて大石寺は要法寺からの派遣法主の時代が続くのである。大石寺としてみれば存続を第一義とした窮余の一策であつたにせよ造仏等の教義までも要法寺から移入してしまふことになる。

日昌の後を継いだのは日就であるが、日就は要法寺日調の弟子で、すでに日調は日昌から次期法主として日就の法主着任の要請を受け、堅約（要5-260）していた。元和八年四月七日、日昌が死去して十六日後日就は入院し理境坊日寿から相承を受けている。その日就から相承を受けたのが十七世日精であつた。

ここでかいつまんで二十六世日寛までの各法主の特筆事項をまとめておく。依用する文献は主に歴代法主全書である。

なお、本稿を理解する便宜上要法寺と大石寺の歴代表をまず掲げておく。

要法寺貫首	没年	大石寺貫首(師の名)	没年	
十三世	日辰	1576	日院	1589
十四	日調	1608	日主	1617
十五	日性	1614	日昌(日辰)	1622

十六	日恩	1629	日就(日嗣)	1632
十七	日堯	1620	日精(日瑤)	1683
十八	日陽	1638	日益(日性)	1638
十九	日成	1640	日舜(?)	1669
二十	日瑤	1639	日典(日恩)	1686
二十一	日體	1651	日忍(?)	1680
二十二	日裕	1662	日俊(日詮)	1691
二十三	日詮	1678	日啓(日裕)	1707
二十四	日饒	1687	日永	1715
二十五	日舒	1712	日宥	1729
二十六	日春	1727	日寛	1726
二十七	日眞	1750		
二十八	日全	1762		
二十九	日慈	1774		
三十	日良	1791		
三十一	日住	1802		
三十二	日立	1811		

造仏論を立てほば要山教学(日辰・日嗣)にのつとる。

*大石寺の歴代数は要法寺の歴代数に同じ、たとえば日院は要法寺の
日辰と同じ十三代である

一、常泉(江戸)真光(下総)妙経(奥州)日香(因幡)敬台(阿波)
二、法詔・青柳・本成・久成・長安・本源寺等を帰伏させる。二は江戸期途中に廃寺になっている。

いずれにせよ末寺数の拡大の上からいえば日精は大石寺の中興的存在であったといえる。日量の「統家中抄」にいわく「諸堂塔を修理造営し絶を續き廢を興す勳功莫大なり頗る中興の祖と謂ふべき者か」(要5-268)という通りである。しかし、日精の時代は、幕府の檀家制度確立期にも当たり、それに乘じて日蓮教団の最有力寺院であり、いわば総本山への道を歩んでいた身延山久遠寺からの圧力もあつて、とりまく環境は大変に厳しいものであつた。一往は伝統宗義である不受不施を貫いていた大石寺もついに折れ、寛永十八年(一六四一年)將軍家光の朱印状を受理するに至り、対外的には不受不施を容認する形となつて弾圧をしのいだのである。その経過については、

「当山精師と大檀那日詔尊尼(敬台院)と隙を生じて精師富士を退去し江戸常在寺に移住す、之に依て当山無主なり、時に將軍御代替り御朱改め有り爾る処当山無住に就て特に廢地に及ばんとす、衆檀之を歎し後住の事を日詔尊尼に請ふ、尊尼其の器を選びたまふ法詔寺現住日感云く舜公(十九世日舜)に如く者なし云云仍て尊尼、師をして当山に入院せしめ給ふなり、寛永十八年(一六四一年)御朱印を頂戴せん為に出府し日詔尊尼及御子息阿波待從中英公の吹擧に由て事故なく御朱印を賜ひ畢ぬ」とある(要5-269)。まさに大石寺無住・廢地に及ぶという最悪の危機を迎えていたこと。大檀越日詔尊尼(敬台院)による強力な財政援助(寛永十五年に七四一兩を大石寺に寄進している)と次期法主の決定という異例の方策で難局を乗り切つてゐることがわかる。この時、大石寺では新法主日舜の就任に対して、批判的な動きが生じている。日舜を推した日感(要法寺末の奥州実成寺十三世)がこれを封じるために使つたのが法主絶対の論理であつた。「如何様の僧貫主となつても相承伝授候上は生身釈迦日蓮たるべきこと開山の御本意、門徒の肝要にて御座候」(要5-271)と。この法主絶対の論理は江戸時代後期に堅樹日好派の異流義事件の際に法主批判

が生じた時にも「御本尊七箇相承」の末文にある「代々は悉く日蓮聖人也」(要1-32)を伝家の宝刀のようにふりかざして批判を封じ込めようとした(教23-563)のと同質である。

さて大石寺は、日精以後の幕府の宗教政策が固まりつつある時代背景のもとにそれを受容するしかなく、むしろ檀家制度の成立に向かつてその体質も諸宗寺院と同様に神社奉行のもと体制に組み入れられた幕府公認寺院としての道を歩まざるを得なくなった。

十八世日盈・十九世日舜・二十世日典・二十一世日忍に見るべきものはない。ただしこれはあくまでも大石寺公開史料の範囲内においてである。

二十二世日俊

日俊が法主を勤め死去するまで(一六八二—一六九〇)の時代は、檀家制度も完成期に入り、各宗諸寺院とも最大の関心は檀家をいかに寺につなぎとめ、僧を崇拜させ寺通いを日常化させるかであった。

日俊の説法や著作は比較的よく残されているが、そこに一貫しているのは、三宝論なかならず僧宝崇拝論といつてよい。これについては一稿をもって詳述する予定であるが一文のみ示せば僧宝とは「日興の末弟に限るべし」(歴3-181)というように僧宝の範囲を僧侶全般に拡大しているのである。教義的には法宝として大聖人御図頭の曼荼羅を規定しており法兄・日精の造仏論の否定が窺える。要法寺二十五世日舒によれば「日俊上の時下谷の諸木像阿尊(釈迦・多宝)等土蔵に隠し常泉寺の阿尊を持仏堂へかくしたり、日俊上は予が法兄なれども曾て其所以を開かず、元禄第十二(一六九八年)の比大石寺門流僧要法の造仏を破す一笑一笑」(要5-70)とあるから日俊は要法寺色の払拭に努めているのである。逆にいえば要法寺は日舒の段階においても造仏の立場に立っていることがわかる。二代のちの二十七日日寛から造仏を否定することになるのであるがこれについては後述する。

「仏宝については「本門終窮の極久遠実成の積尊」(歴3-179)「本門久成の積尊独り真実の各々我等が宝也」(同)という。ただし歴代法主全書によれば、この文は日俊の要法寺時代である。大石寺に上がると「日蓮は自受用本地の体」(歴3-16)とし「三世の常住の日蓮」(歴3-20)として末法の仏として宣揚する表現になることには注目すべきであろう。

そして大石寺は要法寺系貫主を絶つて大石寺出身の法主にもどり二十四世日永の時代(在位一六九二—一七〇九)になる。

日永は一方で積尊は「極上真実の仏」(歴3-283)「本門久遠実成の釈迦仏救護の父に限る」(歴3-304)といふ久遠実成を捨ててきれていないが、一方で「久遠元初名字凡夫即極自受用身」(歴3-321)「上行とは末法の仏上人の御事」(歴3-323)というように明確に「末法の仏」を打ち出すに至る。そして「本尊に人法」(歴3-333)を立て、積尊を上行の脇士とし、文底法門の文底とは我本行菩薩道の文底(歴3-320)と定めているのである。そこには日寛教学への萌芽がまがいがいなく存在している。

二十五世日宥の代になると日寛教学成立への布石がますます鮮明になってくる。

「観心本尊抄」の訓読みを「後の五百歳に始む」(歴3-371)「観心の本尊」(歴3-375)と読み、「の」の字を肝要とし、二千二百三十余年解釈について積尊の寿命品説法を起点とし、一年三品半説をもつて整合性を論じたりしているからである。さらに「当山の仏法の相承は人法一体」といい「大上人は人本尊」(歴3-373)と規定する。人法一体論は、日寛教学の骨格でもあり、寛政法難における要法寺日住の教学の根本をもなすだけにきわめて注目し得る表現なのである(第三章参照)。

そして二十六世日寛の登場となるが、実に日寛教学が今度は逆に要法寺に重大な影響を与え寛政法難への引き金になっていくのである。

本章では法難の経過をたどり特筆すべき内容について一考する。

まず緒端は天明三年（一七八三）に要法寺末の岐阜の正興寺において仏壇式を改定したことにある。おそらく正興寺の仏壇式は釈迦多宝の両尊に四菩薩を安置するという二尊四士の形態であつたらしく、それを曼荼羅に改奠したのである。事の次第を知つた京都御本では、要法寺を除く十五本山の意を体した本隆寺日東（勝劣派）が寛政七年（一七九五）四月二十一日に要法寺に来山し、改奠をもどすように迫つたのである。これに対し五月二十四日要法寺は五ヶ条を以て答弁し、正式には次の二ヶ条を返答として会本に提出した。すなわち、

一、祖師堂に祖師像を安置することについては御公儀へ届け出ていることであり、本堂に諸尊（二尊四士等）を安置することはやぶさかではない。
二、両堂（祖師堂と本堂）ともに同じ仏壇式ではさしさわりがある。未だ本堂が再建されていない段階であるので、とりあえず法蔵を建立して諸尊を安置しようと思つてゐる。とりあえず今は諸尊を土蔵にしまつていて諸道具などといつしよにしており、これは恐れ入ることであり、近々仮本堂に遷座致します（要9-357 取意）。
というものであつた。

極力いざごさぎを避けようとする苦肉の表現となつてゐるが、当時の要法寺の本意は造仏破棄・祖師像・曼荼羅安置であつたことはまちがいない。要法寺における釈迦像から曼荼羅への改奠は次の要法寺の歴代の文書によつて知ることが出来る。

まず十三世日辰の造仏論から始まり、十四世日調の造仏によつて要法寺の釈尊像安置はゆるぎないものになる。
「久遠の釈尊・仏体にて当寺十四代日調の時造立仕り候」（要9-355）とあり、大石寺十四世日主はこの日調に次

期法主の派遣をしているのだから、入師の移入だけでは済まない事態を招くことになつたのである。

さて要法寺の造仏論は二十六世日眷（一七二七年死去）まで確実に続いている。日眷の七ヶ条の法令（要9-77）によれば、

「仏壇式は中尊両尊四菩薩四天王を安置し奉るべきの事」とし、一部修行、黒衣着装を諸末寺へ規定しているからである。この法式は元禄十五年（一七〇二）である。

しかし、次の二十七世日奠（一七五〇年死去）になると確かに造仏否定論が打ち出される。大石寺では二十六世日寛の「六巻抄」が書かれてまもなくのことであつた。ただ日奠の造仏否定については寛政の法難時での要法寺日住の「興門百困論」で、

「諸山の申し立て要法寺は興（門）流とは申せども本と仏像を立てたる故に日辰の造仏誦論日眷の法令あり然るに日奠已来これを改革せる」（教20-548）
といふことから判断できるのみでその内容については不明である。

次の二十八世日全になると文献によつて明白となる。宝暦十年（一七六〇）の日全の法令によれば、
「一、当山の化儀は天文法乱已来暫く諸山に準じ造仏並に黒衣着用を致し来り依処却つて門流の本意を失ふの間、

今般御堂再建の序に衆評せしめ往昔の通り仏壇のいたらく相改め候」（要9-79）といふ通りである。

以下二十九世日慈・三十世日良も日全の法令を継承している。日慈は、
「寺面法用の砌り黒衣堅く禁制の事」（要9-79）
といふ。日良は、

「一、諸末寺の本堂仏壇のいたらくは本山山堂の内御影堂を移し日興上人書写の御本尊大聖人の尊像を安置し奉るべき事

一、未派一統朝暮の勤行等は本山行法の規矩の如く方便寿量を以て助行と為し題目口唱を以て正行と為すべき事
 一、門流の僧侶法用勤行等の時必ず薄墨素絹五条の袈裟を着用すべし」(要9-180 一部抜粋)

寛政法難は日眞以後四代にわたって造仏否定に立っていたことから、先の京都會本への二条の返答の表現を字句のまま受けとることはできない。あくまで本意は造仏否定論にのっとっていると考えるべきであろう。

寛政七年(一七九五)八月、要法寺は岐阜正興寺に対して奉行所には今の要法寺仏壇式は富士門流一統の事であると届けさせており、おそらくこのあたりから大石寺にも火の粉がかかるようになると思われる。そして十一月二十六日、法難の第一弾が要法寺大衆に浴びせられた。一山全て召し捕らえられ拘禁・寺内立入をさしとめられたのである。その時の様子を日住は次のように伝えている。

「不意に召し捕られ白昼に三条大路を引き渡され警衛護贈して宛も朝敵の如し此時諸山町屋に出て見物せりときこへたり数万人の嘲哂を受け寺面の耻を遍く扶桑に曝らされ一山残らず諸山に御預け役者は入牢二人の内一人は牢中にて死す……」(教20-617)

三十一世日住は「興門百困論」(富士学林研究教学書第二十卷所収)「翻邪向正論」(内容不明)等を記し十五本山に対抗したが、事態はますます悪化し、寛政九年三月二十四日、要法寺役者石見の日誠が入牢のまま毒殺されるに至ったのである。こういう中で大石寺には寺社奉行から要法寺との関係・仏壇式等を問われることになり、五月にその答申を提出している。

なぜ大石寺に要法寺との関係を問われたのかは日住が盛んに大石寺流との同調を主張したからに他ならない。

日住の寛政法難に関する最初の著「興門百困論」(大石寺の答申の前年に成立)には、

「日尊の上行院の本尊の為体(ていたらく)は大石寺を始め興門八箇一同の本尊也」(教20-111)

「大石寺に戒旦堂の本尊を護持し玉へり 当山には紫宸殿の曼荼羅を護持す此の時三堂一時に建立あるべしなお時の至るを待つのみ」(同131)

書添えに「正統大石寺は総本山、靈山に似る要法寺は大本山」(同181)

「大石を以て大本山と為し要法を以て花洛の本山と為さば豈両山一寺の名義唐涓ならず又一天広布の日大石を以て當

職と為し要法を以て隱居と為す」(同183)

「興門八箇の中にも大石寺と当山は閻浮第一の靈場蓮祖の嫡流血脈正統也」(同537)

「大石寺要法寺は二なりといえども法水一なり故に両寺一寺と云うなり」(同538)

というとおり両山一寺・総本大石大要法・石要一体を公言してはばからなかつたのである。

したがって大石寺が幕府の査問を受けたのは当然であった。この当時、幕府の宗教統制は明確に関東重視関西軽視の方針をとっており要法寺としては関東の興門本山との連携を極めて重要視していたのである。そして、興門の一方の雄であった北山(重須)本門寺が造仏・黒衣から抜け出していない以上、大石寺への接近は自然の成り行きであったといえよう。参考として日住のいう「興門八箇」の本山の勢力を表に示す。

八箇とは大石寺・要法寺の他、日興上人が晩年の三十五年間を過ごした北山(重須)本門寺、その北山を相承した日妙(のち北山を退出)が開いた西山本門寺、南条時光の旧宅であった妙蓮寺、日目上人居住の蓮蔵坊から発展した日郷の小泉久遠寺、それと両山一寺であった保田妙本寺、要法寺から分立した伊豆の実成寺などの本山が並立していた。寛政法難の直前の天明六年(一七八六)にこれらの本山が幕府に提出した末寺帳によれば、次のような勢力分布であった(江戸幕府寺院本末帳集成・法華宗第百二十一・水戸彰考館蔵)。

興門本山名

末寺数

石高

大石寺 四〇 六六・八五石
 要法寺 八三 不明
 北山本門寺 四三 五〇
 西山本門寺 二一 六石
 小泉久遠寺 四〇 石
 妙蓮寺 七 不明
 保田妙本寺 四〇 五〇・六石
 伊豆実成寺 四 不明

さて、幕府への答申を迫られた大石寺は、要法寺金山が弾圧され獄死する僧も出る状況にあつて、要法寺擁護の方針をとるのは愚の骨頂と判断したのであろうか。結局、答申の内容は要法寺を見捨て保身に徹するものとなつたのである(要9-358-19)。

「一、京都要法寺は往古上行院と住本院と式箇寺と改号致し候由に右申し立て候通り相違之れなきやの事。

此の地を出立仕り候処濃州垂井宿にて遷化仕り候故、日郷は当地へ罷り還り日尊は直に上洛仕り上行院号の諸寺を建立致され候趣き承り候しかども彼の地に於て寺何箇寺建立仕り候や巨細は相知れ申さず候。」

と、日尊が日目の弟子であり、京都へ行って上行院を開いたことは認めるが、その後のことについては詳しいことは

知らないとしらを切っている。[一、右上行院住本寺の義も大石寺開山日興上人の弟子続き候由申し立て候、上行院は誰が弟子と両寺建立致し候開山は誰々、且両寺を一寺に合せ要法寺と改号致し候節上行院住は誰れ住本寺住は誰れと申す義委細書き出す可き事。]

上行院住本寺の義大石寺開山日興の弟子続き候由の義、此の義も前書に申し上げ候通り日尊上洛の趣きは存じ候へども彼の地に於て何寺何箇寺建立仕り候や相知れ申さず候故委細の旨は存知申さず候。」

と、前の答えと同様に上行院建立後のことは知らないという。

「一、上行院住本寺の内何れの開基より血脈相承致し候や両寺歴代系図の義等巨細に相糺し書き付け差出すべき事。上行院住本寺開基血脈相承歴代系図の義も前書に申し上げ候通り日尊上洛仕り何と申す寺何箇寺建立仕り候や其の義細く相知れ申さず候故、彼の寺血脈相承歴代系図の義も猶以て存知申さず候。」

と日尊以後の血脈など知る由もないと繰り返すだけである。

「一、上行院住本寺一寺の契約之れあり今に於て通用致し来り候由、右上行院住本寺一寺に要法寺と致し改号致し候は上行院住本寺の寺跡之れ有るまじく住古上行院住本寺は何方に之れ有り候寺院に候やの事。

上行院住本寺両寺一寺契約並に往古上行院住本寺は何方に之れ有り候寺院の義、是れ又前書に申し上げ候通り日尊上京仕り寺何箇寺建立仕り候や其の儀相知れ申さず候故、両寺一寺契約の儀往古の事は一向存知申さず候。」

と要法寺として統一されたことについても知らないの一点張りである。

「一、上行院開山は誰れ上行院開基致し候此の年号、住本寺開山は誰れ是れ又住本寺開基致し候此の年号等迄巨細に書き出し申すべき事。」

上行院住本寺開山は誰れ開基致し候年号等の義、是れ又前書に申し上げ候通り日尊上京仕り何と申す寺を初に建立仕り候や其の義細かに得と相知れ申さず候故、上行院開山は誰れ住本寺開基致し年号一向相知れ申さず候、此度巨細に御尋ねに付き旧記等種々詮議仕り候へども、唯日尊上洛の趣き斗り相知れ彼地に於ての儀は拙山方にては暁と相知れ申さず候。」

と、ついに最後まで要法寺とは全く無関係で通したのである。

以下、大石寺の本尊の形態・修行等についての記述が続くが、この答申での大石寺の姿勢は、要法寺との関係を清算してでも法難の余波から免れようという保身に貫かれていたとしかいいようのないものであった。

要法寺はいわば身内ともいうべき大石寺から完全に見放され、四面楚歌の中でついに京都諸本山の圧力に屈し、造仏にもどってしまった。すると今度は末寺が激しい本山批判を展開し、離末運動に発展するのである。しかし、本末体制を敷いて本山の権限を大きく認めていた幕府の宗教政策が、その動きを認めるはずもなく、結局文化四年（一八〇七）要法本末は法難勃発以前より厳しい統制を受けながら造仏を甘受する形で収束したのである。大石寺の答申以降の推移については以下の年表（日蓮正宗富士年表により作成・一部筆者により増補）をもって説明に代える。

一七九七・3・24 石見日誠牢死於江戸

5 大石寺奉行所の命により富士の教義・教式・要法寺関係を答申す

12 要法寺奉行所に富士伝来の立義相続を訴う

12・20 三浦伊勢守の調停により要法寺対京十五本山和解し要法寺即日閉門を解かれる

一七九八・3 出雲要法寺末、京十五本山との和融に反対す

10 要法寺自成院・一円坊江戸に出訴し、常泉寺に止宿す

一七九九・1 要法寺対十五本山本尊問題につき江戸役所において再審

3 要法寺自成院・一円坊裁許破りにより入牢、入牢七日間和談となり返る、江戸常泉寺和解を喜ばず宿院を拒絶す

5・4 本尊訟証、江戸吹上御苑にて將軍直裁により願下げとなる

5・24 和解

12 京会本、要法寺塔中近末寺院仏前飾方を檢視し、内済不可能の旨を告ぐ

一八〇〇・11・16 京会本、要法寺日立に出雲石見末寺取締り不都合により出訴を警告

12 京都本山要法寺を訴える

12 京要法寺日立、寛政法難の次第を記し、門末真俗に告示す

一八〇一・2・24 要法寺末為久寺日生かけこみ訴訟し入牢

4 日住「末法適時本尊決疑論」を著し京都諸本山に送る

4・22 日生牢死

6・22 要法寺京都諸本山と分離脱盟の義を請願

7・26 却下

8・3 和談成る

8 日住「本尊決疑尋問録」を著す

一八〇二・3・18 日住死去

4・20 石見法蔵寺、江戸芝長応寺の裏書を添えて京要法寺へ本末解消を迫る

8 石見の要法寺末、離末願を江戸役所に提出、よって要法寺日立江戸へ下向

- 一八〇四・四・二〇 出雲三十七ヶ寺離末の件、双方日延べ願を役寺江戸芝長応寺に提出
- 一八〇五・三・七 要法寺・出雲の諸末寺、離末の件につき、双方寺社奉行に勤行法衣証拠書を提出す
- 一八〇六・七・〇 要法寺末寺離末一件、末寺側より願下げを寺社奉行に訴う
- 8・21 要法寺末寺和解
- 一八〇七・五・24 要法寺と十五本山和解

大石寺の答申に対する要法寺の反応を記してこの章を締めくくる。

これは寛政十年（一七九八）九月付けの要法寺三十二世日立の幕府への口上書の取意である（要9-36415）。「大石寺の法義を相続仕り候趣」を幕府に申請しましたが、何の音沙汰もなく、しばらくしてやっと召し出しがあった。奉行から「大石寺より要法寺の義一言の請け合ひも之れ無く」と聞いて大変に当惑しています。早速大石寺に登山し、幕府への答申書の控えを見たが、奉行の言われた通りでした。特に「血脈承の義何れより仕り候や存せぬ」というのは第一に済まされるものではありません。また日尊師が上行院の他何箇寺建立したかについても「存せぬ」というのも済まされません。その子細は大石寺十八世の日精という住持の書物（家中抄）のなかに「日尊祈禱の為に日興書し玉ふ所の本尊三十六幅を日尊に賜ふ所なり……正和元年十月十三日に両巻の血脈抄を以て日尊に相伝し玉ふ」という明白なる証拠があるのです。それなのに「存せぬ」とは甚だ不届き至極であります。そのうえ大石寺十四世日主の時に両山一寺和合の為大石寺より日目上人書写の本尊を要法寺に納めています。なおその上大石寺十五世から二十三世までの九代の間要法寺から派遣された僧が大石寺を相続しております。そのうえ今に至るまで法義については共有し、住持交代の時は互いに連絡をしあい、書簡等も取り交わしている仲であります。したがって要法寺と大石寺の法式は同じであり、大石寺がしらを切るなら大石寺と対決してでも興門流一同の法式で行っていきたくと考え

ます。どうかこの願い出でをお聞き届け下さるようお願い奉ります。

大石寺に対する失望と非難の言説が感じられるが、まだわずかながら大石寺への期待を抱いていることが窺えるものである。そして、この期待感は単なる政治的ポーズではなく、当時の要法寺教学そのものが大石寺教学に大きく傾斜していたからに他ならない。具体的にいえば、日寛教学とほとんど差異が感じられないほど要法寺教学は大石寺に接近していたのである。

第三章 要法寺日住の教学

本章では大石寺教学との関連の上で法難時に要法寺を実質的に指導していた要法寺三十一世日住（前述の日立の口上書提出時にも生存中）の教学がどのように位置づけられるかを考察する。

日住の著作は「興門百困論」（成立は一七九六年）「末法適時本尊決疑論」（一八〇一年四月）「本尊決疑尋問録」（一八〇一年八月）の三書であり、これらは「富士学林研究教学書」第二十巻に収められている。それぞれの題号の由来は日住の言を借りれば次の通りである。

「興門百困論」は「此の百義の奥蔵は忝も諸経中王の実経の中に一代の綱骨たる本門寿量の文底の深義なればこそ宗門百勝論と云つべし百困論と題するも此義也」（教20-138）「末法適時本尊決疑論」は「今の諸山の疑を決せんが為に筆す故に本尊決議論と題す」（同623）「本尊決疑尋問録」は「野僧（日住）甚だ老衰せりといへども止むを得ず筆を取て諸山に尋問する事左の如し、尚冀くは早々返報をきかせ給はる事を請ふのみ」（同541）と。

いずれも寛政の法難を契機に著された要法寺教学の宣揚と京都諸本山への破折の書なのである。そして、その争点の中心はいうまでもなく本尊論であった。次の表は日住が造仏否定・曼荼羅安置を説明するために用いた表現をまと

めたものである。

<p>人法論 本尊義 蓮祖の位置づけ 久遠義 三大秘法 三秘開合 相對論</p>	<p>京都十五本山 人法体別・法仏一体 所生の仏本尊 碎身の本尊 上行即日蓮 教相の久遠 認めず</p>	<p>日住 人法体一 能生の人法体一の本尊 釈迦即日蓮 雖近而不見の本仏 観心実義の久遠 久遠元初 本門の本尊……人法体一の本尊 本門の題目……本尊の宝号 本門の戒体……右の二つに余事を雑へざる事 蓮祖お一人の当体に悉く具足 五段(内外・大小・権実・本迹・種脱)の奥義</p>
--	--	--

これらから容易に理解できるように、本尊を改奠するということは、教義構造そのものの変革を伴っている。いみじくも日住がいうように「本尊を立る所詮は成仏にあり」(教20-719)で宗旨の根幹に関わる重大事なのである。寛政法難の原因は表面的には、曼荼羅本尊への改奠であるが、その根柢となる日住の教義が明かに日蓮教団への重大

な挑戦と映って勃発したことを看過してはならない。

もともと日住が主張する曼荼羅の安置は、日蓮教団においてもめずらしいことではなく、また本尊改奠自体が弾圧の対象になることも考えられない。「公処より本尊改むべからずと云う御法度ありし様すなし。岡寄の本光寺満願寺など幾度も本尊を改めたり遂に御咎めある事なし、此の方に限って御咎めありと云うべからず諸山何ぞ咎むるや」(教20-550)との日住の諸本山への難詰がこのことをよく伝えてくれているからである。したがって大弾圧の主たる原因は、寛政法難時に要法寺を主導した日住の本尊論にあったと考えられる。

ここで、角度を変えて日住の論理を見直すと、大石寺の日寛教学とほとんど違和感を感じさせないことがわかる。表からいえるだけでも、人法一体論は日寛の六巻抄の「文底秘沈抄第二」で人法体一の深旨を標榜しているし、三大秘法の宣揚は「文底秘沈抄」の主題になっており、なんといっても日寛の「三重秘伝抄第二」での五重の相對の名目を日住が使用しているなど、教義の根幹部分での共通性を多く指摘することができる。ただその反面、微妙な差異も認められる。

三大秘法の開合において「依義判文抄」(創価学会版「六巻抄」118)では一大秘法として本門の本尊に集約するが、日住の場合は「蓮祖の御一人の当体に悉く具足」(教20-557)としている。日寛教学が明確な日蓮本仏論に立っているのに比し、日住は釈迦即日蓮という。「釈迦即日蓮」(教20-69)はあくまでも「上行即日蓮」(同)という京都諸本山の見解との対比の上で用いているようである。が、「上行菩薩はもと釈尊本因妙の体具の菩薩界なる故に釈迦上行一体二名」(同70)という「釈迦即上行」論を間に立てて三段論法的に「釈迦即日蓮」を立証しようとしている。

また「釈迦上行互に師となり弟子となる」(同599)のように互為主伴論の立場もっており日寛上人との異相があるのは事実である。しかし、日住の教義の基本には人法体一論が脈打っており、祖師を末法における本仏と解する

めたものである。

	京都十五本山	日住
人法論	人法体別・法仏一体	人法体一
本尊義	所生の仏本尊 碎身の本尊	能生の人法体一の本尊
蓮祖の位置づけ	上行即日蓮	釈迦即日蓮
久遠義	教相の久遠	雖近而不見の本仏 観心実義の久遠
三大秘法	認めず	久遠元初
三秘開合		本門の本尊……人法体一の本尊 本門の題目……本尊の宝号 本門の戒体……右の二つに余事を雑へざる事 蓮祖お一人の当体に悉く具足
相対論		五段（内外・大小・権実・本迹・種脱）の奥義

これらから容易に理解できるように、本尊を改奠するということは、教義構造そのものの変革を伴っている。いみじくも日住がいうように「本尊を立る所詮は成仏にあり」(教20-719)で宗旨の根幹に関わる重大事なのである。寛政法難の原因は表面的には、曼荼羅本尊への改奠であるが、その根柢となる日住の教義が明かに日蓮教団への重大

な挑戦と映って勃発したことを看過してはならない。

もともと日住が主張する曼荼羅の安置は、日蓮教団においてもめづらしいことではなく、また本尊改奠自体が弾圧の対象になることも考えられない。「公処より本尊改むべからずと云う御法度ありし様すなし。岡寄の本光寺満願寺など幾度も本尊を改めたり遂に御答めある事なし、此の方に限って御答めありと云うべからず諸山何ぞ答むるや」(教20-550)との日住の諸本山への難詰がこのことをよく伝えてくれているからである。したがって大弾圧の主たる原因は、寛政法難時に要法寺を主導した日住の本尊論にあったと考えられる。

ここで、角度を変えて日住の論理を見直すと、大石寺の日寛教学とほとんど違和感を感じさせないことがわかる。表からいえるだけでも、人法一体論は日寛の六巻抄の「文底秘沈抄第二」で人法体一の深旨を標榜しているし、三大秘法の宣揚は「文底秘沈抄」の主題になっており、なんといっても日寛の「三重秘伝抄第一」での五重の相対の名目を日住が使用しているなど、教義の根幹部分での共通性を多く指摘することができる。ただその反面、微妙な差異も認められる。

三大秘法の開合において「依義判文抄」(創価学会版「六巻抄」118)では一大秘法として本門の本尊に集約するが、日住の場合は「蓮祖の御一人の当体に悉く具足」(教20-557)としている。日寛教学が明確な日蓮本仏論に立っているのに比し、日住は釈迦即日蓮という。「釈迦即日蓮」(教20-69)はあくまでも「上行即日蓮」(同)という京都諸本山の見解との対比の上で用いているようである。が、「上行菩薩はもと釈尊本因妙の体具の菩薩界なる故に釈迦上行一体二名」(同70)という「釈迦即上行」論を間に立てて三段論法的に「釈迦即日蓮」を立証しようしている。

また「釈迦上行互に師となり弟子となる」(同599)のように互為主伴論の立場もっており日寛上人との異相があるのは事実である。しかし、日住の教義の基本には人法体一論が脈打っており、祖師を末法における本仏と解する

のは充分可能である。日寛教学との違いはほとんど問題にならないほど酷似しているといわなければならぬ。事実、日住自身が日寛教学に影響を受けていると思われる表現を見ることが出来る。「当流の先哲寛上師伝て云く此は末法下種仏成道の相也云云 又忍上師(大石寺二十一世か、ただし日忍の著作は「要」「歴」「教」いずれにも掲載されていない)伝へて云く此は下種仏新成顕本の相也と二上の相伝の文最も尊むべし」(教20-956)とあり、これは「文永八年九月十二日子丑の時に頸はねられぬ此は魂魄佐渡の国に至て……」という「開目抄」の発迹顕本の下りについての日寛の見解を紹介している部分の引用である。日寛の「文底秘沈抄」では開目抄のこの一節を引きながら「本地は自受用身・垂迹は上行菩薩・顕本は日蓮」(六巻抄87)と位置づけており日住は明らかに日寛のこの部分を踏襲しているといえよう。

以上、日住教学の概略と日寛教学との関係を見てきたが、両者の類似性の淵源を求めれば、要法寺が造仏を否定した頃にさかのぼれる。肯定から否定への転換点は、日眷から日眞に移る時であった。すでに日眷の時代には日眷自身が要法寺の諸末寺に富士流の不造不説が侵入してきたのを懸命に阻止しようとしており(要9-78)大石寺教学が徐々に浸透していたことは明白である。この日眷と日寛はほぼ同世代であった。そして「六巻抄」を始めとする日寛の著作が要法寺へ伝わったころ要法寺では造仏否定を打ち出した日眞が貫首に就いたのである。前述の日立の口上書の内容からも、日寛の著作が要法寺に渡っていることは充分有り得ることである。とすればそれから四代・約四十年後の日住の教学が日寛教学に酷似しているのもなんの不思議はないのである。大石寺はこのような要法寺の体質改善を歓迎し、むしろ積極的に日寛教学の啓蒙・浸透に力を注いだものと考えられる。とすれば寛政法難は、日寛教学の代弁者として日住が京都諸本山に戦いを挑んだという図式を想定してもあながちまちがいはない。要法寺は当時、興門最大の勢力を有する本山であり、それが大石寺を総本山と認め、大石寺教学を大幅に取り入れ、命がけて本尊改奠を貫いている以上、大石寺は法難を共に戦い、確立した日寛教学を堂々と世に問う絶好の機会ととらえるべきでは

なかったか。たとえ同門を突き放すことになっても教団護持と存続を第一義とした深謀遠慮だった、という解釈も成り立とうが、祖師日蓮の法難の対応とはあまりにも隔絶した選択といわざるを得ない。結局寛政法難によって、大石寺には瑕瑾は全く残らなかったが、宗史の上では取り返しのつかない瑕瑾を残してしまったのである。最後に、要法寺の釈迦像から曼荼羅への本尊改奠に対して仮借なき弾圧を加えた京都十五本山が、現在安置しているところの本尊を一覧にして本稿を閉める。

(全国寺院名鑑・全日本仏教会編による)

要法寺を除く当時の十五本山

当時の門流 寺名 現在の本尊

一致派 四条門流 妙覚寺 宗祖奠定の大曼荼羅

妙顕寺 宗祖奠定の大曼荼羅 黄金釈迦仏(宗祖持仏)

立本寺 十界の大曼荼羅

六条門流 本国寺 宗祖奠定の大曼荼羅

本満寺 宗祖奠定の大曼荼羅 宗祖像

中山系 本法寺 三宝尊

頂妙寺 木像十界の大曼荼羅

身延系 妙伝寺 宗祖奠定の大曼荼羅

勝劣派 隆門 妙蓮寺 釈迦牟尼仏及び多宝仏・十界勧請の輪円具足の大曼荼羅

本能寺 宗祖奠定の十界勧請大曼荼羅

陣門 本禅寺 十界勧請曼荼羅木像

